

シリーズ「消費税インボイス制度への対応（4）」

インボイス制度対応専門部会の活動概況のその後について、ご報告いたします。

I. 活動概況

1. 第6回専門部会（10月21日）

- ① インボイス制度対応専門部会の質問を10月9日に国税庁等の省庁を招き、意見交換をした際に回答をいただいた内容の再確認を行う。
- ② メーカー⇄卸間のインボイス対応の整理と検討
 - ・ 交付単位の検討
交付単位として「A.品代、返品、値引、修正」、「B.販促金、修正」、「C.役務、修正」の3つの交付単位の確認を行う。
 - ・ メーカー交付の請求書と照合結果に基づいて卸が交付する支払通知書をインボイスとすることと整理した。
- ③ インボイスの保存
 - ・ 保存要件と電子インボイスの標準化と共同保存の可能性について確認を行う。

2. 第7回専門部会（11月16日）

- ① インボイスの整理・検討と確認
前回の専門部会に引き続き、インボイス交付パターンと単位分けについて、仕入先・得意先のインボイス検討を行う。
- ② 納付税額計算
納付税計算について、確認を行う。
- ③ 免税事業者対応
 - ・ 適格請求書発行事業者以外からの仕入は、仕入税額控除に必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができないが、経過措置として一定期間は一定割合を仕入税額とみなして控除が可能となることに対し、各社対応の確認。
またこの場合、課税事業者は、免税事業者へ区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の交付を依頼する必要があることを確認した。

3. 第8回専門部会（12月11日）

- ① インボイスの整理・検討と確認
第7回専門部会での交付パターンに対して、各委員よりメリット、デメリット、特徴・特記事項に関し意見交換と協議をし、一旦、手引書のドラフトを作成し、検討のうえ最終確定することとした。
- ② 手引書の構成
手引書作成するうえで、手引書構成について検討を行う。
- ③ EDI ワーキング活動状況報告
12月9日開催のEDI ワーキングに関し活動報告を行う。
 - ・ 日食協標準 EDI フォーマット改訂
インボイス制度対応専門部会がまとめた日食協方針に基づき、必要に応じてメーカー・卸間の各データ種単位に EDI フォーマットの変更・追加と改訂資料作成を行い、メーカーへの説明し、2021 年度に資料公開を行う。
 - ・ 流通 BMS チェンジリクエスト申請
流通 BMS の有識者を招集し、日食協内に(仮称)流通 BMS-CR 臨時分科会を組成

し、インボイス制度対応専門部会がまとめた日食協方針に基づき、流通 BMS を小売・卸間の運用を検討し、必要に応じて各メッセージ単位にフォーマットの変更・追加案を作成、その後、小売業団体にへ説明・承認をいただき、流通 BMS 協議会へのチェンジリクエスト申請を 2021 年度内に行う。

- ④ スケジュール
3 月中に手引書作成を完了し、4 月以降公開を目指す。
- ⑤ その他
日食協標準書式に関し、インボイス制度に対応するための見直しを経理業務標準化協議ワーキングへ検討を依頼した。

II. 検討概況

以下の検討結果ですが、現時点のものであり、今後、最終の手引書で変更となる場合がありますので、ご注意ください。

1. 適格請求書(インボイス)

「何をもってインボイスとするか」について、当初はメーカーと得意先ともに売り手の請求書をインボイスとするのではなく、買い手からの支払通知書をインボイスとする方向で検討を進めたが、現状を踏まえた検討の結果、より柔軟に対応するためには、メーカー交付の請求書と照合結果に基づいて卸が交付する支払通知書の両方をインボイスとすることと整理した。

なおこの場合、メーカー交付請求書と卸交付支払通知書に「関連性」を持たせる必要があり、「相互の関連性」について具体的な整理を今後行う。

- ① 伝票類はインボイスとしない
インボイスは、締単位で交付する請求書、支払通知書とし、伝票類はインボイスとしない。
但し、各社の諸事情により伝票類をインボイスとする場合は、各社の判断で対応するものとする。
- ② 交付パターンと単位
 - a. 交付パターン
交付パターンを以下の 3 通りとする。
 - [パターン 1]
売り手の請求書のみをインボイスとするパターン。
買い手からの追加・修正等がある場合は、売り手に伝え、次月請求書へ反映してもらう。
 - [パターン 2]
請求書と支払通知書を合わせたインボイスのパターン。
売り手からの請求書と買い手からの追加・修正の支払通知書を合わせてインボイスとする。但し、請求書と支払通知書との相互の関連を明記する。
 - [パターン 3]
売り手の請求書に代わり、買い手の支払通知書のみをインボイスとするパターン。
売り手からの追加・修正等がある場合は、買い手に伝え、次月支払通知書に反映してもらう。
 - b. 交付単位
交付単位を以下の 3 通りとする。
 - [A] 品代(適格)、返品(返還)、値引(返還)

[B] 割戻(返還)、リベート(返還)

[C] 役務(適格)

なお、それぞれの単位に修正インボイスを含む。

また、各社との取引状況に応じて、各社の判断にて[B]に[C]役務(適格)を含むことも可とする。

③ 仕入先⇄卸間 ○:推奨、△:任意、×:なし

パターン	インボイス	交付	交付単位										
			A				B			C			
			交付元	品代 適格	返品 返還	値引 返還	交付元	割戻 返還	リベート 返還	交付元	役務 適格	交付元	役務 適格
1	請求書	○	仕入先	△			仕入先	△			仕入先	卸	△
	支払通知書	×	×				×				×	×	△
2	請求書	○	仕入先	○			仕入先	○			仕入先	卸	○
	支払通知書	○	卸				卸				卸	仕入先	○
3	請求書	×	×	△			×	△			×	×	△
	支払通知書	○	卸				卸				卸	仕入先	△

④ 得意先⇄卸間 ○:推奨、△:任意、×:なし

パターン	インボイス	交付	交付単位										
			A				B			C			
			交付元	品代 適格	返品 返還	値引 返還	交付元	割戻 返還	リベート 返還	交付元	役務 適格	交付元	役務 適格
1	請求書	○	卸	△			卸	△			卸	得意先	△
	支払通知書	×	×				×				×	×	△
2	請求書	○	卸	○			卸	○			卸	得意先	○
	支払通知書	○	得意先				得意先				得意先	卸	○
3	請求書	×	×	△			×	△			×	×	△
	支払通知書	○	得意先				得意先				得意先	卸	△

⑤ 記載事項

具体的記載事項は、手引書にて具体例を示すこととする。

⑥ その他

見積りインボイスについての確認を行う。

現状、課税期間の末日までに請求書等が届かず、対価の額が確定していないものとして見積りで仕入税額控除を行っているものがある。

卸としては、下記例外が適用されるものと認識した。

・ 原則

見積額を記載した適格請求書(見積りインボイス)の交付を求め、これを保存することで見積額での仕入税額控除が認められる。その後、確定した額と見積額が異なる場合には、確定額の適格請求書(修正インボイス)を受領し、それを保存する。

・ 例外

見積りインボイスの交付を受けられない場合であっても、取引が継続的に行われる取引については、見積りインボイスの保存がなくとも、その後、金額が確定した時に交付される適格請求書を保存することを条件として、見積額での仕入税額控除が認められる。

・ 見積りで仕入税額控除を行った金額と確定した金額とが異なる場合は、その差額を確定した日の属する課税期間において、調整する

2. インボイスの保存

- ① インボイスの保存は、2023年10月から義務化となる
電子データ保存する場合は、電子帳簿保存法の要件を満たさなければならないこと等を確認。また、各社においては、何をインボイスとして保存するのかを整理する必要がある。
- ② 電子インボイスを標準化し、インボイスの電子化促進と各企業においてそれぞれ個別にインボイスを保存するのではなく、共同保存することに対し意見交換を実施。サービス構築されれば、利用検討したい企業があるが、構築検討には時間もかかり、また、別委員会を組成して取り組む必要がある → 当専門部会では検討を保留。

3. 納税額計算

納税額計算について、確認・検討を行う。

→ 各社にて選択することとした。

- ① 課税売上に係る消費税額計算方法は、原則割戻し計算となり、特例として積上げ計算が可能。積上げ計算を選択した場合、課税仕入れに係る消費税計算は積上げ計算しか選択できない
- ② 課税仕入れに係る消費税額についての計算方法については、原則積上げ計算となり、特例として割戻し計算が可能となる

4. 免税事業者対応

以下各対応について確認する。

- ① 免税事業者
 - a. インボイス制度開始又は経過措置の期間に課税事業者となるかを事業内容に照らし、課税事業者となるかを検討する。
 - b. 区分記載請求書等方式への対応
課税事業者との取引に際しては、区分記載請求書の交付などの対応が必要となる。
 - c. 適格請求書発行事業者登録における経過措置
2023年10月1日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられているので対応を検討する。
(免税事業者が適格請求書発行事業者としての登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を退出し、課税事業者となる必要があるが、2023年10月1日を含む課税期間中に登録受ける場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置(届出書の提出不要))
 - d. 課税事業者を選択した場合、簡易課税制度の適用を受けるかどうかを検討する
簡易課税制度とは、課税売上高から納付する消費税額を計算する制度。具体的には、課税期間における課税標準額に対する消費税額にみなし仕入率(例えば、卸売業は90%など)を掛けて計算した金額が仕入控除税額となる)
- ② 課税事業者
 - a. 適格請求書等保存方式の下では、適格請求書発行事業者以外の者(消費者、免税事業者(課税売上高が1,000万円以下の事業者)又は登録を受けていない課税事業者)からの仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができないが、適格請求書等保存方式導入から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる。

期間	割合
2023年10月1日から2026年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
2026年10月1日から2029年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

- b. 上記経過措置を受けるためには
- ・ 免税事業者へ区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の発行を要請する
 - ・ 区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保管し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載する
- c. 免税事業者へ課税事業者に変更するかどうかを確認する
- d. 免税事業者、課税事業者を判別するために、マスター等で管理する必要がある
- e. 懸念事項
- 免税事業者の売上先が課税事業者の場合、仕入税額控除を受けられない分、消費税相当額の値引きを要求される可能性がある？
- また、課税事業者は免税事業者との取引を控え、課税事業者と取引する事業者が増えるのではないか？などの懸念がある → 対応注意事項を公正取引委員会等へ確認する。

5. EDI 対応について

- ① 日食協 標準 EDI フォーマット
12月より EDI ワーキングにて、フォーマット改訂に向け、検討を開始する。
- ② 流通 BMS
日食協内に仮称「流通 BMS-CR 臨時分科会」を組成し、2021年1月よりメッセージ改訂に向け、チェンジリクエストの検討を開始する。
なお、上記どちらともに、改訂公開時期については、別途ご案内する。

III. その他

インボイス制度に関する詳しい内容は、国税庁ホームページで公開されておりますので、下記資料をご確認ください。

- ・ 適格請求書等保存方式の概要-インボイス制度の理解のために-(パンフレット)(令和2年6月)
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>
- ・ 消費税軽減税率制度の手引き (パンフレット)(令和2年8月)
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0017007-067_all.pdf
※55ページから72ページまでにおいて、インボイス制度について解説。
- ・ 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q & A (平成30年6月)(令和2年9月改訂)
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>

以上